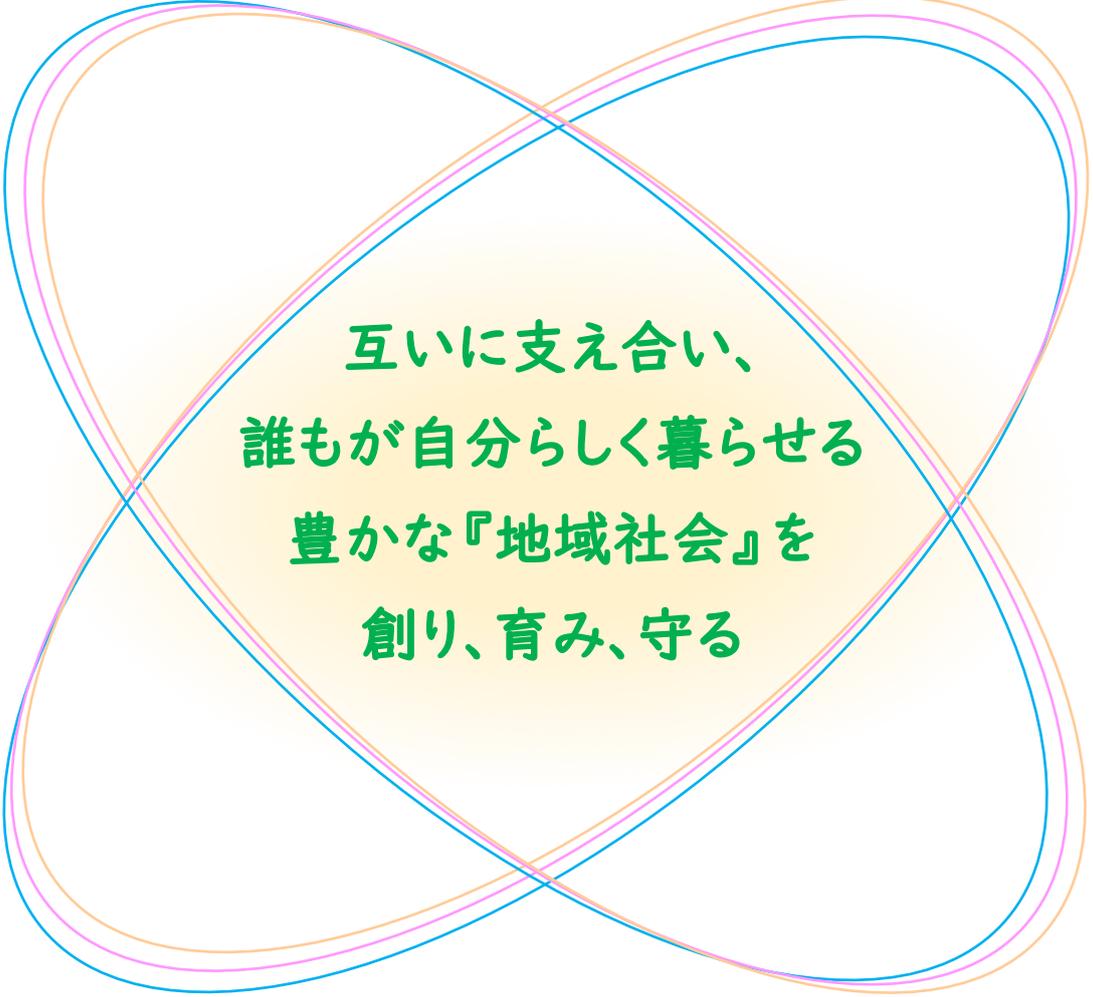


# 第4期 ～三木市地域福祉計画～

令和4年度～令和8年度



互いに支え合い、  
誰もが自分らしく暮らせる  
豊かな『地域社会』を  
創り、育み、守る

令和4年3月  
三木市

# 1 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

- ◆ 少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。
- ◆ 三木市においては、これまで3期にわたる地域福祉計画を策定し、地域における様々な福祉課題に共通する問題への対応と、市民・事業者・社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組む体制づくりを進めてきました。
- ◆ このたび、第3期計画の最終年度を迎え、この間の国の政策動向や本市の現状を踏まえて計画を見直し、「第4期三木市地域福祉計画」（以下、「本計画」と言う。）を新たに策定しました。

## 2. 地域福祉計画とは

- ◆ 「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

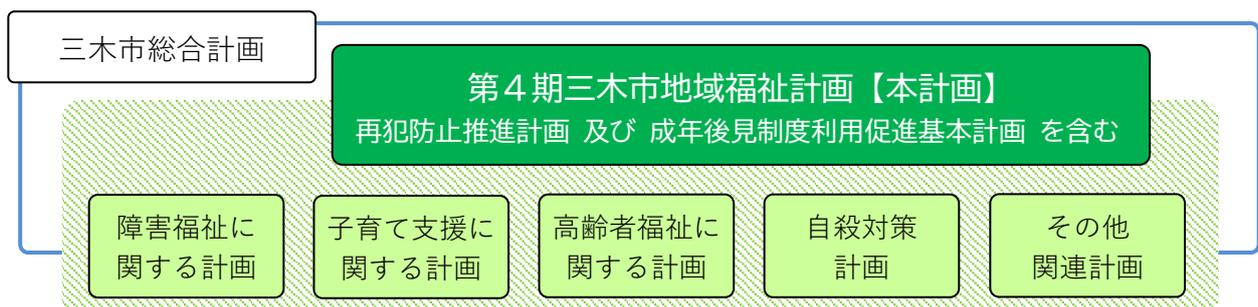
### 社会福祉法(抜粋)

#### (地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

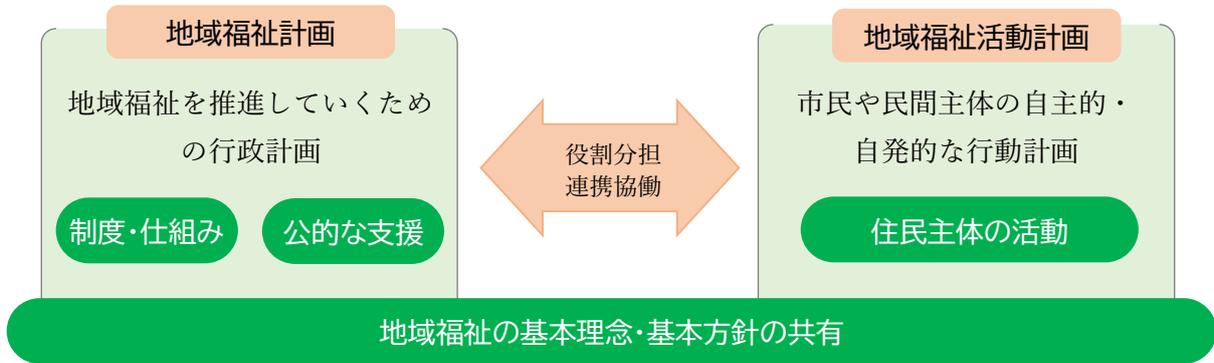
## 3. 計画の位置付け

- ◆ 本計画は、本市の福祉分野の計画の上位計画として、それぞれの分野で共通して地域において住民・関係団体と連携して取り組まれるべき地域福祉の推進に関する施策・事業が、より効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。
- ◆ また、地域福祉と一体的な取組が求められる再犯防止推進計画及び成年後見制度利用促進基本計画についても、本計画に包含するものとします。



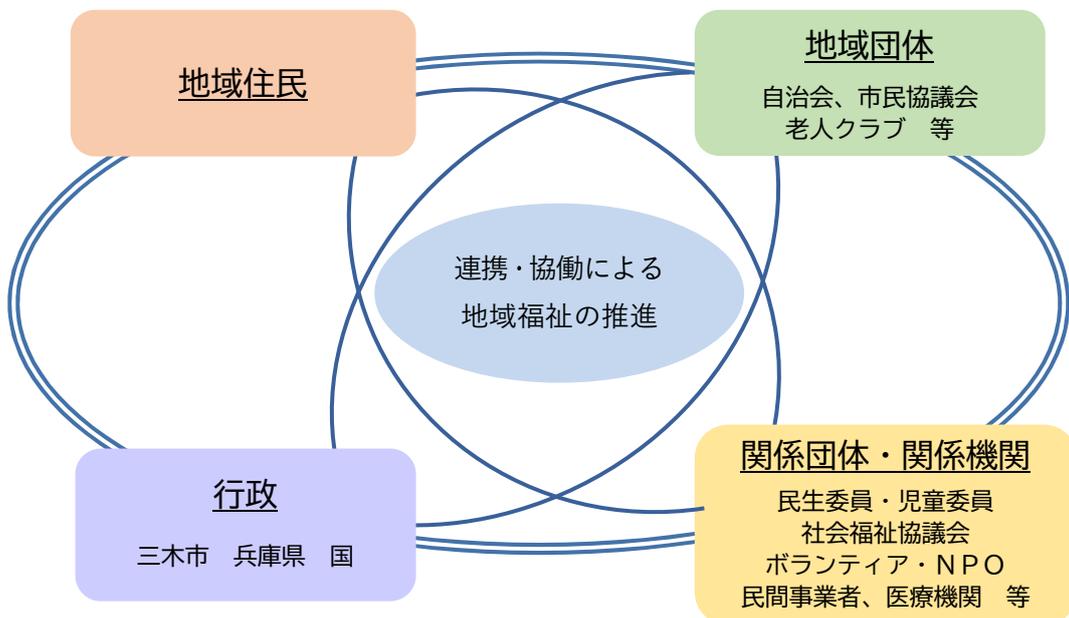
## 4. 地域福祉活動計画との連携

- ◆三木市社会福祉協議会が中心となって策定し、住民主体の地域福祉活動について定める地域福祉活動計画と、基本理念・基本方針を共有し、相互に連携・協働しながら地域福祉の推進に取り組めます。



## 5. 計画推進の考え方

- ◆地域住民相互のつながりや助け合いによる互助・共助が豊かに機能するよう働きかけていくことは本計画の重要なポイントであり、また地域福祉の推進にはそうした地域の主体的な働きが不可欠となります。
- ◆住民相互の支え合い・助け合いである互助・共助と行政による支援である公助が、相互補完的に支援を担っていきける社会づくりを目指していく必要があります。
- ◆地域住民、地域団体、関係団体・関係機関、行政がそれぞれの役割を担いながら連携・協働による地域福祉の推進に取り組んでいくことが大切です。



## 2 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

# 互いに支え合い、誰もが自分らしく暮らせる 豊かな『地域社会』を創り、育み、守る

- ◆地域福祉の推進には、行政だけではなく、市民一人ひとりの自発的な活動や参加・参画が重要です。
- ◆そのためには、これまで3期にわたる本市の地域福祉計画が掲げてきた、住民主体の活動が活発に展開される環境づくりという基本的な考えを引き継ぎつつ、行政と市民が地域福祉活動の目標を共有し、連携・協働の取組を深めていくためには、目指す地域の姿をより明確に示すことが必要です。
- ◆そこで、本計画と社会福祉協議会が中心となって策定する地域福祉活動計画の共通の新しい基本理念を、「互いに支え合い、誰もが自分らしく暮らせる 豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」と定め、市民と行政が共有する地域福祉の目指す姿として位置付けます。

### 2. 基本方針

#### 基本方針 ① 互いにつながり支え合う関係づくり

地域における関係づくりは地域福祉の基盤としても、災害等の緊急時においても重要です。地域団体の活性化や担い手の育成等、つながり支え合う関係づくりの強化に取り組みます。

#### 基本方針 ② 誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、福祉サービスの充実や人権の擁護、支援を必要とする人に支援が届く、共生の地域づくりを推進します。

#### 基本方針 ③ 誰一人取り残さない支援と協働の仕組みづくり

住民の主体的な活動と、それを支える事業者・関係団体・行政を含む協働のネットワークの充実・強化を図り、誰一人取り残さない重層的な支援体制の構築を目指します。

# 3 施策の展開

## 基本方針 ① 互いにつながり支え合う関係づくり

### (1) 地域づくりの 基盤整備

市民が身近な地域で気軽に集まり、顔の見える関係づくりを進めるための基盤整備を行い、地域での見守りや助け合いの活動の促進を図ります。

- ①地域団体の維持と活動の活性化に向けた支援
- ②地域における孤立防止と見守り・助け合い活動の推進
- ③地域における集いの場づくりの支援
- ④当事者団体の育成や相互交流の支援
- ⑤子育て世代の交流・相談の場づくり
- ⑥高齢者ボランティアポイント事業の推進
- ⑦移動困難者に対する移送サービスの充実
- ⑧市民互助型の支え合い活動の推進

### (2) 地域活動の担い手 となる人材の育成

地域福祉活動の担い手となる人材の育成・確保を進め、活動の広がりや活性化を図ります。

- ①民生委員・児童委員等への研修、情報提供の推進
- ②地域福祉活動の担い手の育成・支援
- ③地域福祉活動を学ぶ機会づくり
- ④支え合いの意識の啓発
- ⑤青少年向けの体験事業の推進及び青少年のボランティア活動の場づくり
- ⑥地域での青少年活動の推進
- ⑦健やかな心身を育む教育

### (3) 緊急時の体制整備

地域における防犯活動や見守り活動を推進します。災害に備えた訓練や災害時要援護者の支援に係る制度についての周知や情報提供を行います。

- ①民生委員・児童委員等による巡回相談の推進
- ②隣近所での見守りの推進
- ③市と協力事業者による見守り活動の推進
- ④緊急通報システムの推進
- ⑤自主防災活動などの推進
- ⑥災害時のボランティア受入態勢の整備
- ⑦「人の目の垣根隊」による地域での見守り活動
- ⑧避難困難者の把握
- ⑨命のカプセル事業

### (4) 地域福祉活動の 拠点整備

気軽に地域の人が集まり、交流を持つ場の確保に努めます。

- ①地域活動の拠点となる施設の整備
- ②市民が気軽に集える交流広場づくり
- ③地域での居場所づくり

**(1) 相談支援の充実**

地域の様々な問題を受け止め、適切な解決と住みやすい地域づくりを図るため、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

- ①地域における福祉ニーズの把握
- ②市の相談体制及び専門的な相談体制の充実
- ③訪問による相談の推進
- ④自殺対策の推進 **新規**

**(2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり**

支援を必要とする人が安心してサービスを利用できるよう、福祉情報の提供体制の充実を図るとともに、サービスの質の向上・確保を図ります。

- ①福祉サービス利用などに関する情報の提供
- ②子育て支援にかかる情報の提供
- ③ケアマネジメント体制の整備
- ④難病患者などの支援体制の推進
- ⑤市民をあげての子育て支援の推進
- ⑥福祉サービスの質の向上
- ⑦福祉に携わる人材の資質の向上
- ⑧日常生活・介護予防総合事業
- ⑨地域に不足する支援サービスの創出・参入の促進 **新規**
- ⑩民間事業者参入のための情報提供の推進

**(3) 虐待防止と差別解消**

関係機関のネットワークによる虐待の防止と対応の充実、差別解消の取組の充実を図ります。

- ①虐待防止に向けた相談支援体制の充実
- ②虐待予防に向けた家庭児童相談の拡充
- ③虐待防止と早期発見・早期対応のための共通の取組の推進
- ④障がい者差別解消に向けた取組の推進

**(4) 成年後見制度の利用促進  
(成年後見制度利用促進基本計画)**

誰もが個人としての尊厳が尊重され、必要な支援を受けながら自己決定できるように支援することを基本として、成年後見制度の利用の促進を図ります。

- ①成年後見制度の利用促進
- ②関係機関との連携による体制整備
- ③市民による後見活動の推進

**(5) 支援を必要とする人を支える体制づくり  
(再犯防止推進計画を含む)**

生活のみならず、住宅、教育、学習支援、医療、介護等の支援を必要とする人について、関係機関と連携して包括的な支援に努めます。

- ①「生活困窮者自立支援法」に基づく困窮者自立支援制度の推進
- ②子どもの貧困対策
- ③再犯防止の取組の推進 **新規**
- ④就労の支援
- ⑤意思疎通支援事業
- ⑥認知症の人の見守り支援 **新規**

**(6) 誰もが暮らしやすい地域生活環境の整備**

公共公益施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。また、安心・安全に暮らしていけるための支援の充実を図ります。

- ①人にやさしいまちづくりの推進
- ②移動・交通対策の推進
- ③住宅環境の整備
- ④福祉機器の利用の促進
- ⑤健診及び健康相談事業
- ⑥意思疎通支援事業

### (1) 地域社会のネットワークづくりの推進

地域における福祉課題を、地域で解決していくために、地域や関係機関などをネットワークでつなぎ、その活動等を支援していきます。

- ①地域福祉ネットワークづくりの推進
- ②地域ケア会議の開催
- ③多様な社会資源のネットワーク参加への働きかけ
- ④権利擁護のための関係機関との連携強化

### (2) 包括的・重層的な支援体制の整備

相談支援窓口の連携強化や地域住民主体の地域における体制づくり、多様な支援や施策の相互連携等に取り組みます。

- ①包括的な相談支援に向けた取組の推進 **新規**
- ②重層的な支援体制の整備に向けた連携・協働の推進 **新規**
- ③生活支援体制整備事業の推進
- ④総合的な地域づくり施策の展開 **新規**

### (3) 多様な主体による福祉活動の活性化

ボランティア・NPO等への参加の促進、市民活動・ボランティア活動の育成と支援に取り組みます。

- ①ボランティア活動・市民活動の普及啓発と参加機会の拡大
- ②地域福祉活動などの情報発信と収集
- ③市民活動の支援・育成
- ④効果的な市民活動費の助成

### (4) 参加と協働による地域福祉活動の充実

様々なかたちで地域福祉活動への市民の参画を促し、活動の活性化と充実を図ります。誰もが地域活動に参加できる環境づくりに向けた取組を推進します。

- ①市民の参画と協働によるまちづくりの推進
- ②地域活動への参画や新しい活動の育成支援
- ③地域課題や地域資源の共有の取組の支援 **新規**
- ④ボランティア・市民活動者の連携による在宅生活支援体制の整備
- ⑤安定的な地域の自主財源の確保 **新規**
- ⑥地域での学び・遊びの場づくりと世代間交流
- ⑦高齢者、障がい者などの参加機会の拡大
- ⑧当事者参加の推進 **新規**

## 包括的・重層的な支援体制の整備に向けた圏域間の連携について

複雑化・複合化する生活課題に対応し、誰もが取りこぼされることなく支援につながることでできる地域社会をつくっていく上では、身近な生活圏域における見守りや支え合いの取組から、多様な主体による課題解決の取組、市域全体での取組といった重層的な支援が、相互に連携しネットワーク化されることが必要です。地域の自治会や小学校区を基盤とした身近な生活圏域、地域課題の解決に取り組む市内10地区のコミュニティの圏域、介護保険サービス・教育保育サービスに関する圏域、市域全体での専門的な支援や課題解決の圏域のそれぞれの取組が相互に連携し、ネットワーク化されることで、地域福祉の基盤の強化を進めていくことが求められます。

## 4 計画の推進体制

### 1. 計画の周知

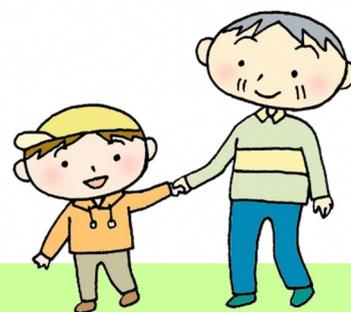
- ◆地域福祉の推進には、行政、地域住民、地域団体、関係団体・関係機関等の多様な主体がその役割を担っていくことが重要です。
- ◆一人でも多くの市民に、本計画の基本理念・基本方針や施策内容などを知らせるとともに、地域における主体的な活動が喚起されるよう、市の広報やホームページなどを活用して広報を行うとともに、各種のイベント・研修等の様々な機会を通じて、周知を図ります。

### 2. 計画の進捗管理

- ◆本計画の進捗管理については、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉をはじめ多岐にわたる行政分野との連携体制のさらなる強化が求められます。
- ◆本計画の検証・評価については、関係部局による進捗管理や事業の見直しを行うとともに、市民や関係団体、有識者で組織する「三木市社会福祉審議会」に、毎年の取組状況を報告し、多様な観点から進捗状況についての点検評価の意見を受け、取組の改善を図るものとしします。

### 3. 社会福祉協議会（地域福祉活動計画）との連携

- ◆本計画は、三木市社会福祉協議会が中心となって策定し、住民主体の地域福祉活動について定める地域福祉活動計画と、基本理念・基本方針を共有し、相互に連携・協働しながら推進すべきものであることから、それぞれの計画の進捗状況や推進における課題等について共有を図りつつ、取組の改善や見直しについても連携して行うものとしします。
- ◆また、住民主体の活動の活性化に向け、三木市社会福祉協議会の活動基盤が充実強化され、その役割を十分に発揮できるよう、連携・協力して取り組みます。



第4期三木市地域福祉計画【概要版】

発行日：令和4年3月

発行：三木市 編集：三木市健康福祉部福祉課  
〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号  
TEL：0794-82-2000 FAX：0794-82-9943